

第21回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年12月26日 13:30～14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 3番 田井 博行委員 4番 福西 範委員
5番 田井 克廣委員 7番 浅野 徳昭委員 9番 野村 照明委員
10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員 12番 佐藤 泰正委員
13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員
16番 松永 征明委員 19番 大坂 博文委員 20番 稲場 洋二委員
21番 成田 俊英委員
(以上 16名)
4. 欠席委員 1番 吉田 重喜委員 6番 三木 均委員 8番 熊坂 隆雄委員
18番 菊池 利治委員
(以上 4名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美

農林課
専門員 吉田 忠史
(以上 7名)
6. 議事日程 会議録署名委員の指名 11番 松下 裕幸委員
12番 佐藤 泰正委員

会期決定について 平成28年12月26日(1日)

会務概要報告

報告第60号 現況証明願について(市街化区域)
報告第61号 農業経営証明願について
議案第86号 現況証明願について
議案第87号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第88号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
議案第89号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見
聴取について

通常、規模が大きな農業用施設建設では、農地転用許可申請があるので、申請の相談があった際に必ず都市計画課へ相談するよう指導していますが、農地転用許可申請により農業者が農業用施設を建設することが判ることから、あえて農業経営証明を必要としません。

議長
野村会長

その他、質問等はありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議にはいります。
議案第86号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の11ページでございます、議案第86号「現況証明願」について説明致します。

登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければなりません。

権利に関する登記を申請するときは、登記原因について第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報が必要となります。

今回は、釧路地区から1件、阿寒地区から1件の現況証明願の申請がございました。

議案書12ページでございます表の1番ですが、資料は13ページ、14ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が牧場である、[]の1筆、[]㎡の土地について、所有者であります[]から現況証明願がございました。

農振上は農業用施設用地でしたが、建設中の道東自動車道がこの付近を通過し、買収により土地が分断され狭小になり、農業の用に供することが難しくなることから、土地の分筆、軽微な変更による農振からの除外、及び現況証明願について、かねてより相談がありましたので、11月24日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、議案書12ページでございます表の2番ですが、資料は15ページ、16ページにございます。

農振地域内白地の公簿地目が原野である、[]、他1筆、合計[]㎡の土地について、所有者であります、[]から現況証明願がございました。

これら2筆の9割は元々農用地ではなく現況原野でしたが、[]のうち[]㎡、[]のうち[]㎡、合計[]㎡が農用地となっております。

11月10日、阿寒地区の農業委員6名と事務局職員4名で現地調査を実施した結果、2筆とも利用状況は、農地採草放牧地以外の山林であると確認致しました。

以上、2件の現況証明書の発給についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第86号「現況証明願」の1番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室して下さい。

(■■■■■入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、2番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第86号「現況証明願」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第86号「現況証明願」の2番については原案のとおり決定いたします。

それでは次に、議案第87号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の17ページでございます、議案第87号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、阿寒地区で2件の計画がございます。

議案書18ページの表の1番ですが、資料は19ページ、20ページでございます。
■■■■■が所有する、■■■■■、の1筆、■■■■■㎡の農用地について、あっせんにより、■■■■■に■■■■■円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書18ページの表の2番ですが、資料は19ページ、21ページでございます。

■■■■■が所有する、■■■■■、他2筆、合計■■■■■㎡の農地につい

て、あっせんにより [] に [] 円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

以上2件の農用地利用集積計画の決定についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました議案第87号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番について一括審議することと致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第87号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第87号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番と2番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第88号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

議案書22ページ目でございます、議案第88号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」を致します。

農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地をその法人の耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他、農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告しなければならないことになっております。

また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導しなければなりません。

今回2件の報告がございました。

議案書23ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、[] で、平成28年6月決算の報告となります。

議案書23ページの農地所有適格法人要件確認書の2番は、[] で、平成28年9月決算の報告となります。

2件とも、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を

満たしておりますことを報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から報告がありました、議案第88号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致しますが、2番については[]が役員となっており、議事参与の制限がございますので、まず1番を審議して、次に2番を審議することと致します。

議長
野村会長

最初に、1番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第88号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第88号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番については原案のとおり決定いたします。
次に、2番について審議しますので、[]は退室して下さい。

([] 退室)

議長
野村会長

2番について質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第88号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第88号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については原案のとおり決定いたします。

■■■■は入室して下さい。

(■■■■入室)

議長
野村会長

2番は原案のとおり可決、決定しました。
それでは、最後に議案第89号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について審議いたします。
事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、24ページでございます、議案第89号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について、説明致します。

「農業経営基盤の農業経営基盤強化促進法、第6条第1項により、釧路市では、農業経営基盤の強化の促進に関する目標となる「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定め運用されてきましたが、平成28年3月の北海道の基本方針の見直しに伴い、「基本構想」を変更したところであります。

農業経営基盤強化促進法、施行規則第2条により、市町村は、「基本構想」を定めようとするときは、農業委員会の意見を聴いて、手続きを進めることとなっており、今回、この変更した「基本構想」について、農業委員会に意見を求められております。

皆様には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」を事前に配布しておりますが、今回の見直しについて、本日、釧路市の担当者であります、産業振興部農林課農林振興担当の吉田専門員に来て頂いておりますので、吉田専門員から説明をして頂きます、よろしくお願い致します。

(吉田専門員から説明)

事務局
大西事務局長

ただいま農林課から説明がありました、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてご審議をお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局、担当の釧路市農林課から説明がありました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について、審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第89号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第89号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に係る意見聴取については原案の「基本構想」のとおり同意することに決定いたします。これを持ちまして、本日の議事の全て終了致しましたが、他に何かございませんか。なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年12月26日

議長 野村 照明

署名委員 松下 裕 幸

署名委員 佐藤 泰正